

令和4年度

議会基本条例の項目ごとの施行状況評価

及び

今後の取組方針

議会基本条例の評価項目と評価方法について

1議会基本条例施行状況の評価する項目

基本条例の3つの基本方針とその他の項目

- 1 市民に開かれた議会(10項目)
- 2 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会(2項目)
- 3 政策立案や政策提言を積極的に行う議会(2項目)
- 4 その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

2評価の方法

(1)評価の手順

- ① 取組状況・取組内容の確認
- ② 会派評価の実施
- ③ 総合評価の決定

(2)評価の基準

A評価:このまま推進

B評価:改善や新しい取組を検討

C評価:原因分析と制度の見直しを検討

※評価外:評価を要しない場合

3施行状況の評価する期間

8月1日～翌年7月31日

※令和4年度の評価期間:令和3年8月1日～令和4年7月31日

目 次

1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

(1)市民に開かれた議会

- ①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営 評価項目①
- ②市民に分かりやすい委員会での議論 評価項目②
- ③政務活動費に係る収支報告書等の公開 評価項目③
- ④本会議、委員会及び協議の場の公開 評価項目④
- ⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任
 - a.議会報告会の開催 評価項目⑤
 - b.市議会だより及び市議会HPIによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知 評価項目⑥
 - c.議案、委員会資料の公開 評価項目⑦
 - d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表 評価項目⑧
- ⑥市民参加の推進
 - a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施 評価項目⑨
 - b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用 評価項目⑩

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

- ①本会議、委員会での議員間の自由討議 評価項目⑪
- ②政策討論会の開催 評価項目⑫

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

- ①議員、委員会の積極的な政策立案 評価項目⑬
- ②市長等に対する政策提言 評価項目⑭

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目 評価項目⑮

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの 項目⑯

1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営

議会基本条例 (8条2項) 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。

取組状況
実施済(継続及び拡充)

取組内容
<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議における議長の発言をわかりやすい表現に改善 (例)・採決の際、委員長報告が不採択であっても、可とするほうを諮る原則により、当該議案等を採択することについて採決を行う旨発言 ・ 質疑通告の締め切りを諮る際、先に開会された議会運営委員会で確認された状況から、直ちに質疑通告を締め切ることを諮る旨発言 ○ 代表質問、一般質問、議案質疑において、議長が議員を指名する際の呼称を変更 ※番号で指名→氏名+議員で指名 ○ 一般質問における2問目以降は、質問議員は議長に対し発言許可を求めることを不要とする ○ 上記以外の本会議における発言許可に関し、上記と同様の呼称に変更 ○ 陳情の取扱いについて、「議長限り」と呼称していたものを「議員へ参考配付」と変更 ○ 反論の発言に伴う議事運営 議長が発言を許可する際に、ルールが分かりやすいように a. 答弁の後に反論を行うこと b. 反論にかかる時間は、質問時間に含まれないこと 以上の事項とともに議員の反論に関する発言が終了したことが明確となる議事を行った。
<p>【拡充】</p> <p>事例なし</p>

評価の基準

評価項目①

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	市民に分かりやすい言葉や表現に工夫を重ねており今後も継続して取り組んでいく	真政会
A	分かりやすさに配慮した運営を行っている。	真結の会
B	議会運営としては分かりやすく表現されているが、議員個人の個々の表現も市民に分かりやすく改善すべきである。	市民21
A	市民に分かりやすい言葉および表現の方法を用いた議会運営を行った。	公明党
A	市民にとってもわかりやすい言葉で表現されており、引き続き推進していくべき。	日本共産党
A	その都度、議論しながら修正を行っている。	耀ふくしま

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
市民にわかりやすい言葉で表現されており、引き続き推進すべきである。

②市民に分かりやすい委員会での議論

(11条3項) 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 委員会ごとにわかりやすい表現に努めた運営を実施

(委員会審査の流れ)

- ① 執行部による議案の説明
- ② 質疑
- ③ 委員間の自由討議
- ④ 意見開陳(討論)
- ⑤ 採決

- 委員会記録の公開に伴い、発言許可の徹底、賛否の意思表示や論点を分かりやすく留意した発言を行う
- 委員会等の記録作成用の音声データは情報公開制度における開示請求の対象であり、不要な録音を除くため、委員長が録音の開始を宣言したうえで開会する

【拡充】 事例なし

評価の基準

評価項目②

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
B	委員会審査に当たっては、一部で不規則発言や不適切な発言が見受けられ議案以外の議論も散見されており、改善も必要との意見もある	真政会
A	分かりやすい運営を行っている。このまま推進	真結の会
B	委員長の許可を得てから発言することや、論点を分かりやすく留意した発言をすることが不十分。意見を述べたうえで質疑をするのはよいが、質疑における意見開陳は簡潔にしてほしい。	市民21
A	委員会の審査にあたっては、市民に分かりやすい議論を行った。	公明党
A	委員会の運営は概ねスムーズに行われており、引き続き推進していくべき。	日本共産党
A	その都度、議論しながら修正を行っている。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
概ね市民にわかりやすい議論を行っており、引き続き推進すべきである。

③政務活動費に係る収支報告書等の公開

(14条1項) 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

取組状況

実施済(継続)

取組内容

【継続】

- 収支実績に係る一覧表、収支報告書及び証拠書類（領収書など）の写しの公開
（公開期間：5年9カ月）
 - ・市議会ホームページに掲載
 - ・市役所1階市民情報室での閲覧

- 市議会ホームページにおいて、政務活動費の制度説明記事や関係規定(条例、規則、要綱など)を掲載

- 市議会だより8月1日発行号において、政務活動費の制度概要や主な支出項目の説明及び収支実績に係る一覧表を毎年掲載

評価の基準

評価項目③

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	適正に作成された収支報告書を公開している	真政会
A	各会派ともきちんと公開している。	真結の会
A		市民21
A	収支報告書等を公開し市民に対する説明責任を果たした。	公明党
A	市民に公開しており、このまま継続していくことが適当。	日本共産党
A	詳細に報告している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
適切に公開しており、このまま継続すべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開

(15条1項) 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。

(15条2項) 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 本会議、委員会の公開及び傍聴手続きの簡素化の実施
- 会議日程や代表質問及び一般質問の登壇議員に関するお知らせ等を市議会ホームページへ掲載するとともに、市役所本庁舎1階にも掲示
- 傍聴者へ最終日に議案一覧を配布
- 手話通訳実施要領に基づき、本会議の傍聴に際し、希望者に手話通訳者を手配
- 本会議、委員会傍聴者の状況

期 間	本会議傍聴者数	委員会傍聴者数
令和元年8月～令和2年7月	584人	56人
令和2年8月～令和3年7月	546人	18人
令和3年8月～令和4年7月	484人	24人

- 協議等の場の傍聴者の状況

期 間	傍聴者数
令和元年8月～令和2年7月	13人
令和2年8月～令和3年7月	0人
令和3年8月～令和4年7月	1人

- 平成30年4月以降の委員会等の記録を市議会ホームページ上で公開

公開した会議等の概要

区 分	会 議 名
会議録検索上で公開した会議	議会運営委員会
	常任委員会(議案、請願等の審査)
	予算・決算特別委員会、分科会
	調査特別委員会等(議案審査)
市議会ホームページで公開した会議	常任委員会(所管事務調査)
	調査特別委員会等

○ 新型コロナウイルス感染症対策/傍聴関係/R 2. 3月定例会議以降

①本会議

- ・マスクの着用と入場時の消毒液による手洗いへの協力を依頼
- ・発熱などで体調が優れない方の傍聴はご遠慮いただく
- ・インターネットでライブ中継及び録画中継を行っている旨、市議会ホームページで周知

②委員会・協議会等

委員会室の傍聴席は隣同士の距離を十分にとることができないため、感染防止のための対策を十分にとることができず、感染リスクの高い環境にある。そのため、感染拡大防止及び傍聴者の健康を守る観点から、傍聴者数を5名から3名に減らす対応とした。

これらを周知するため、市議会ホームページの傍聴案内を更新して対応

○ 新型コロナウイルス感染症対策/傍聴関係/R 3. 3月定例会議以降

議場で行う特別委員会等については、マスク着用と入場時の消毒液による手洗いへの協力依頼、発熱などで体調の優れない方の傍聴はご遠慮いただく対応を取りながら、傍聴を再開した。

【拡充】

- 総合計画まちづくり基本ビジョン審査特別委員会の会議記録を会議録検索上で公開した。

評価の基準

評価項目④

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	コロナ禍においても可能な限り公開に努めた	真政会
A	新型コロナ感染症を考慮して公開している	真結の会
A	公開の妨げとなる私語や携帯電話の着信音については反省すべきである。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	新型コロナウイルスの感染拡大により、一定の制約があったがやむを得ないと考える。今後とも市民に開かれた運営に努めることが必要。	日本共産党
A	コロナ禍でも、可能な範囲で実施している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>コロナ禍においても可能な限り公開に努めた。今後も継続して取り組むべきである。</p>

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a.議会報告会の開催

(16条2項) 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 平成26年11月より、毎年春と秋にそれぞれ4会場で議会報告会を開催。また、今後の運営の参考とするためアンケート調査も実施
- 平成29年度からは意見交換会も併せて開催
- 議会報告会・意見交換会直前の定例会議等で傍聴資料と併せて開催チラシを配付し、周知に努めた。

◇令和3年8月～令和4年7月における実施状況

令和3年秋季議会報告会

開催日時	会場	参加人数
11月2日(火) 午後6時～7時	もちずり学習センター	17人
11月2日(火) 午後2時～3時	吉井田学習センター	14人
11月3日(水) 午後2時～3時	松川支所	14人
11月4日(木) 午後6時～7時	北信学習センター	4人
合計		49人

令和4年春季議会報告会

開催日時	会場	参加人数
5月9日(月) 午後2時～3時	杉妻支所	14人
5月9日(月) 午後6時30分～7時30分	清水支所	2人
5月10日(火) 午後2時～3時	湯愛舞台	6人
5月12日(木) 午後2時～3時	信陵支所	11人
合計		33人

【拡充】

- 予定どおりの開催が困難な場合の対応策について決定し、ほかの実施方法により報告会を行えるよう実施要綱を改正した。

評価の基準

評価項目⑤

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	コロナ禍により報告会の実施方法について要項を改正し、実施には十分な対策をして実行に移された	真政会
A	議会活動、市政について情報発信している	真結の会
A	概ね達成しており、現時点で新たな提案や検討すべき事項は要しない。	市民21
A	議会報告会を開催し、議会活動・市政に関する情報を市民と共有した。	公明党
A	市民と議会との接点として貴重な場である。今後とも多くの市民の参加で、活発化していくような努力が求められる。	日本共産党
A	実施している。	耀ふくしま

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
議会活動、市政について情報発信することにより市民と共有しており、継続して取り組むべきである。

b.市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知

(16条3項) 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく、かつ、積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

①市議会だより

【継続】

- 平成27年5月1日発行号から、誌面のリニューアルを実施
表紙及び最終ページのカラー化、文字の11ポイント化及びページ増(1号あたり2ページ)、タイトルのリニューアル(季節の写真を掲載)、代表質問・一般質問の掲載方法の見直し、議決結果の掲載及び委員会活動内容の掲載
- 点字版市議会だより、音声版市議会だよりの作成、配布
- 令和元年5月1日発行号から、再リニューアル版を発行
題字を見やすく変更、定例会議の流れを図式化して表紙に掲載、議会トピックスをコーナーとして設置、質問議員の顔写真を掲載、翌定例会議の日程をカレンダー形式で掲載、できる限りユニバーサルデザインフォントの文字を使用、より詳細な情報を市議会ホームページで確認できるよう2次元バーコードを利用、インクは環境対応植物油使用インクを使用しロゴも掲載
- 令和2年9月定例会議から、傍聴資料と併せて市議会だよりのバックナンバーの配布を開始した。

【拡充】

- 市役所1階ロビーに場所を確保し、通年で最新のバックナンバーを配布した。
- 令和4年5月1日号から再リニューアル版を発行。表紙を一面写真にするなど、手に取ってもらえるような紙面作成とした。また、8月1日号からは各常任委員会の主な質疑内容を掲載、一般質問の記事にその他の質問3問を新たに追加した。

②市議会ホームページ

【継続】

- トップページの写真や左側メニューの項目の文字等を大きくし、高齢者でも見やすいページ作りを実施
- 本会議の傍聴における、手話通訳者の案内を掲載
- 議会中継のマルチデバイス化の実施(従前はウィンドウズ搭載パソコンでのみ視聴可能だったが、スマートフォンやタブレット端末からも視聴できるように改善)

- 議会活動を紹介するため「今週の議会の動き」を掲載
- 難解な議会用語について解説した「議会用語一覧」を掲載
- 市長等に対して行った政策提言について、「福島市議会の政策提言」として掲載
- 市議会についての「よくある質問とその回答」を掲載
- 議会事務局が作成・発行している市政概要を、市民との情報共有の充実を図るため掲載
- 定例会議の日程のお知らせをする際、市ホームページの議案の概要のページ(記者会見資料)のリンクを貼った。
- 市議会ホームページへ政策提言書を掲載する際、調査活動の経過も掲載した。

【拡充】

- 定例会議質問順番や議決結果など、以前から問い合わせが多く、市民の関心が高い記事について、更に速やかな公開に努めた。

評価の基準

評価項目⑥

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	市議会だよりの掲載内容に市民の関心の高い内容については、工夫や改善を重ねてより良い内容になっている	真政会
A	検討を重ね見やすい議会だよりを作成、ホームページにも工夫を重ね情報発信している。	真結の会
B	市議会だよりのページ数やフォントなど再検討すべきである。	市民21
A	情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、さらに多くの市民が議会・市政に関心を持つよう広報活動に努めた。	公明党
A	議会における議員の活動を市民に伝えるためにも、質問内容を掲載する際さらに見やすい工夫が必要。	日本共産党
A	広報委員会で議論して、分かりやすく広報している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
工夫や検討を重ね、情報発信を行っており、継続して取り組むべきである。

c.議案、委員会資料の公開

(16条5項) 議会は、議案、委員会の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 定例会議・緊急会議の議案概要資料及び委員会審査資料（会議終了後）の公開
 - ・市議会ホームページに掲載（公開期間：1年6カ月）
 - ・市役所1階市民情報室での資料の閲覧

【拡充】

- 事例なし

評価の基準

評価項目⑦

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	引き続き議案、委員会審査資料の公開に努めた	真政会
A	議案、資料とも公開している	真結の会
A	情報公開開始時期2週間以内のさらなる短縮に努めてほしい。	市民21
A	議案・委員会の審査等に関する資料を公開した。	公明党
A	引き続き公開するとともに、多くの市民に伝わる方法も考慮する。	日本共産党
A	実施している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
引き続き議案、委員会審査資料の公開に努めた。今後も継続して取り組むべきである。

d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表

(16条6項) 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。

取組状況

検討実施

取組内容

- タブレット端末を導入したことから、ICT活用検討会においてタブレット端末を使用した採決システムの導入について検討を行った。
 検討の結果、タブレット端末を使用した採決システムの導入は課題が多く、現状では困難であることを確認した。

評価の基準

評価項目⑧

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
B	現在、導入には課題も多く、困難である（評価は新議場まで項目から外すべきだ）	真政会
B	新しい採決システムについて、今後検討すべき	真結の会
評価外		市民21
B	改善や新しい取り組みについて、先進事例等を検討すべきである。	公明党
C	議場だけでなく、全ての市民に伝えるためにも、「市議会だより」で議員個人の賛否の態度を一覧表で示していくべき。また、賛否の意思表示をする際、討論を行い理由を明確にすべき。	日本共産党
B	賛否は公表していませんが、新議場開設後に採決システムの導入が予定されている。	耀ふくしま

総合評価

評価
B

今後の取組方針
<p>新議場開設後の採決システム導入による賛否の公表について検討を継続すべきである。</p>

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施

(17条2項) 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 平成29年度より、議会報告会と併せて意見交換会を開催し、市民から市政各般にわたる意見を聴取。また、今後の運営の参考とするためアンケート調査も実施

- 平成30年6月定例会議中に、福島市議会意見交換会の開催方法を見直すため所要の改正を行った。
 委員会等が開こうとする意見交換会については、基本条例第17条第2項に基づき「市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる」としていることから、参加者を特定した意見交換会の開催が可能となるよう、公示に関する規定(福島市議会委員会条例第30条第3項)を削除することとした。
 併せて「福島市議会意見交換会実施要綱」第5条を改正した。

- 議会報告会・意見交換会直前の定例会議等で傍聴資料と併せて開催チラシを配付し、周知に努めた。

【拡充】

- 事例なし

評価の基準

評価項目⑨

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
A	コロナ禍であっても議会報告会を実施できた	真政会
A	議会報告会において、意見交換会を実施している	真結の会
A		市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	女性や若い世代が参加しやすい開催の仕方を工夫していく。	日本共産党
A	実施している。	耀ふくしま

総合評価

評 価
A

今後の取組方針
<p>コロナ禍であっても議会報告会を実施できた。今後も継続して取り組むべきである。</p>

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用

(17条3項) 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めなければならない。

取組状況		
・公聴会／実績なし		・参考人招致／実施済
取組内容		
◇令和3年8月～令和4年7月における実施状況		
参考人招致実施日・内容	実施委員会	
令和4年4月27日	大型商業施設が地域に与える影響について (調査テーマ:郊外型大型商業施設開業に伴う本市への影響と対策に関する調査)	経済民生 常任委員会
令和4年6月28日	児童養護施設からみた児童虐待の現状と予防等 (調査テーマ:児童虐待防止への取組に関する調査)	文教福祉 常任委員会
令和4年6月30日	児童相談所からみた児童虐待の現状と予防等 (調査テーマ:児童虐待防止への取組に関する調査)	文教福祉 常任委員会
令和4年7月11日	児童虐待の現状、児童虐待の予防・課題 (調査テーマ:児童虐待防止への取組に関する調査)	文教福祉 常任委員会
令和4年7月15日	雪に関する地域指定等について等 (調査テーマ:除雪に関する調査)	建設水道 常任委員会

※参考

福島市議会会議規則 第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第77条の5(公述人の発言)、第77条の6(議員と公述人の質疑)及び第77条の7(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

評価の基準

評価項目⑩

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	各常任委員会において参考人制度の活用に努め、広く審議等に反映させた	真政会
A	所管事務調査の中で、積極的に取り組んでいる	真結の会
A	公聴会については、今後も引き続き制度の活用について適切に判断すべきである。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	専門的な分野をはじめ多様な参考人から意見を聴取できたことは議会活動に寄与するものとなっている。	日本共産党
A	実施している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>参考人制度については、各常任委員会において積極的に活用し、議会活動に寄与するものとなっている。今後も継続して取り組むべきである。</p>

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議

(22条) 議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めなければならない。

取組状況

運用基準で規定済み

取組内容

本会議	対象期間中実績なし
委員会	各常任委員会等における議案等審査を充実させるため、議員相互間の自由闊達な議論を引き出す委員会運営を実施

※参考

福島市議会基本条例運用基準

20 議員間の自由討議

(1)自由討議の目的

①提出された議案及び請願・陳情の内容について、議員間の共通理解を深める。

②提出された議案及び請願・陳情に対して、賛否に関する意見を開陳し合うことにより、表決の際の参考とする。

③提出された議案及び請願・陳情の内容について、真に市民サービスの向上につながるかを判断する上で、議論を尽くすことにより、市民に対する説明責任を果たす。

(2)自由討議の対象

①自由討議を行う対象は、提出された議案及び請願・陳情のうち、地方公共団体の処理する事務(自治事務・法定受託事務)に関係するものとする。

②議員へ参考配付した陳情は、自由討議の対象に含めないものとする。

(3)本会議における自由討議

①本会議における自由討議は、議長の発議又は議員の動議により、本会議に諮り実施する。

②自由討議は、議案及び請願・陳情の採決を行う日の討論に先立ち実施する。

③議員は、自由討議の実施を求める場合、原則として、対象とする議案及び請願・陳情を提示し、採決を行う日の前日までに、議長に申し入れる。

④議長は、③の申し入れがあった場合、議会運営委員会に諮り自由討議の実施を決定する。

⑤議長は、④の議会運営委員会において、実施が決定された場合、議長発議により、本会議において日程を追加した上で、自由討議を実施する。

⑥議員は、自由討議実施の動議を提出する場合、対象とする議案及び請願・陳情を提示し、会議規則第16条の規定により、本会議における討論の前までに、議長に提出しなければならない。

⑦議長は、⑥の動議が成立した場合、直ちに、当日の日程に追加することを会議に諮り、日程の追加が認められた場合、休憩を宣告し、議会運営委員会において、自由討議の進め方等を協議する。

⑧議長は、⑦の議会運営委員会終了後、本会議を再開し、自由討議の実施を宣告する。

⑨議長は、自由討議を実施する場合、説明員を退席させることができる。

⑩自由討議を実施する場合、議長に申し入れを行った議員が、初めに問題提起の発言を行う。

⑪自由討議の発言は、議長に発言の許可を得た上で、自席において行う。

⑫議長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

(4)委員会における自由討議

①委員会における自由討議は、委員会における各議案及び請願・陳情の採決前に、委員長長の宣告により、討論も含めて自由に発言する方式で行う。

②委員長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

事例集 第6章 議事 第9節 自由討議

159 本会議において、自由討議が行われた事例

◇平成26年9月定例会議(会議録9月22日 310～316ページ)

議案第86号平成26年度福島市一般会計補正予算

◇平成27年3月定例会議(会議録3月25日 533～537ページ)

議案第30号福島市次世代育成に係る手当に関する条例制定の件

評価の基準

評価項目⑪

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
B	委員会では自由討議が実施されているが、十分とはいえない	真政会
B	委員会では活発に行っているが、本会議においてはなし	真結の会
B	本会議における自由討議のあり方について検証すべきである。	市民21
B	取組内容が不十分であり、改善が必要となる事態や必要との意見がある。	公明党
B	本会議では行われていないが、委員会では一定実施されている。	日本共産党
B	実績はないが、必要であれば実施可能である。	耀ふくしま

総合評価

評価
B

今後の取組方針
<p>本会議では未実施であったが、委員会では実施されている。 本会議においても必要な際に行える制度体系は整っているため、必要に応じて実施していくべきである。</p>

②政策討論会の開催

(23条) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

取組状況

実施要綱を策定済み

取組内容

実績なし

※参考

○ 福島市議会政策討論会実施要綱(平成26年3月27日議長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、福島市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第159条第4項の規定に基づき、福島市議会政策討論会(以下「討論会」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に、座長1人、副座長1人を置き、議長を座長とし、副議長を副座長とする。

(議事の決定)

第3条 討論会の議事の決定及び運営は、議会運営委員会が行う。

2 討論会で議題にしようとする案件がある場合は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては当該委員会の委員長、会派にあっては当該会派の代表者が取りまとめ、議長に議題を申し入れ、会派に属さない者にあっては、直接議長に議題を申し入れる。

3 議長は、申し入れのあった討論会の議題を議会運営委員会に諮問し、当委員会において協議し、決定する。

(討論会)

第4条 討論会は、議会運営委員会からの要請に基づき、座長が招集する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

3 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

4 討論会は、議場において開催し、発言は座長の許可を得て自席において行う。

(公開)

第5条 討論会は、原則として公開とする。

(傍聴)

第6条 討論会の傍聴の取扱いは、福島市議会傍聴規則(昭和44年議会告示第1号)に準ずる。

(意見の活用)

第7条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

(1)委員会における審査及び政策立案

(2)市長その他の執行機関への政策提言

(3)その他議会における政策形成への反映

(記録)

第8条 座長は、職員に、討論会の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

評価の基準

評価項目⑫

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評 価	評価理由・提案事項等	会 派
C	実施できていない（評価項目から外すべきだ）	真政会
C	実績なし	真結の会
評価外	議題とする案件がなかったため、評価外とした。	市民21
評価外	事例がないから評価できない。	公明党
C	未実施につき。	日本共産党
C	実施する機会がなかった。	耀ふくしま

総合評価

評 価
C

今後の取組方針
<p>実施に至らなかった。今後の制度の活用については、適切に判断すべきである。</p>

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案

(24条1項) 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

取組状況

対象期間中実績なし

取組内容

—

※参考：議員提出議案の事例

- ◇平成18年3月定例会 議案第50号 福島市サル餌付け禁止条例
- ◇平成13年6月定例会 議案第81号 福島市農業・農村振興条例

評価の基準

評価項目⑬

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
C	実施していない	真政会
C		真結の会
B	委員会の意見書及び各会派の意見書についても「議案」として提出されるので評価する。その他実施に向けて先進事例や案件の調査・研究に努めるべきである。	市民21
C	さらなる政策立案に取り組むべきである。	公明党
C	未実施につき。	日本共産党
C	基本条例で規定されているが、条例制定の実績がなかった。	耀ふくしま

総合評価

評価
C

今後の取組方針
<p>条例等の政策立案には至らなかった。今後も必要に応じ調査・研究に努めるべきである。</p>

②市長等に対する政策提言

(24条1項) 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

取組状況

実施済

取組内容

◇令和3年8月～令和4年7月における実施状況

- ・事例なし なお、令和4年1月以降、各常任委員会で所管事務調査を開始、提言に向けた調査中

評価の基準

評価項目⑭

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	提言に向けて取り組んでいる	真政会
A	提言に向け、所管事務調査を実施しており、継続的に取り組んでいる。	真結の会
C		市民21
A	提言に向けた調査中であり、提言をまとめる予定になっている。	公明党
A	積極的に行った。	日本共産党
A	実施している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>コロナ禍により所管事務調査を実施しなかった期間があるため提言には至らなかったが、提言に向け調査を行った。今後も引き続き調査を実施し、政策提言を行うべきである。</p>

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

取組内容

①通年会期制度を活かした市政の課題に対する迅速かつ効率的な議会運営

- ① 令和3年12月定例会議
定例日を11月30日に変更、先議議案を審議
- ② 令和3年12月27日緊急会議（令和3年度／2回目）※1回目は組織議会
新型コロナウイルス・原油高対応緊急生活支援事業
当局への出席要求は必要最小限
- ③ 令和4年2月5日緊急会議（令和3年度／3回目）
除排雪費用の追加
- ④ 令和4年3月定例会議
定例会議の期間を延長、令和4年3月16日福島県沖地震対応関連追加議案の審議に対応
- ⑤ 令和4年4月15日緊急会議（令和4年度／1回目）
令和4年3月16日福島県沖地震対応関連
- ⑥ 令和4年7月22日緊急会議（令和4年度／2回目）
原油高対応緊急生活支援事業、降ひょう被害を受けた果樹生産者等への支援、マイナ
ポイント申込みサポート体制の拡充

②ICTの推進

- ・ 令和3年6月定例会議から開始した完全ペーパーレスによる議案審査を継続した。
- ・ 福島市議会ICT活用検討会により、ICT活用のあり方と諸課題について検討を行い、監査基準、人事異動資料等さらなるペーパーレス化に務めた。
- ・ タブレット端末の活用と議会のICT化に資するアプリを導入、研修を実施し活用を図っている。

③押印の廃止

政府において押印の廃止が積極的に進められる中、押印の見直しに伴い政務活動費の交付に関する条例等を改正した。

④会議規則等の左横書きへの変更

福島市議会会議規則を左横書きに改める会議規則等を制定し、会議規則やその他規則等を左横書きに改めた。

⑤全員協議会(基本条例12条に規定)

福島駅東口地区第一種市街地再開発事業及び福島駅前交流・集客拠点施設整備について、当局からの申し入れを受け、全員協議会を開催。(5月12日)

⑥令和4年3月16日福島県沖地震の発生に伴う災害対応(基本条例第3章 災害対応)

- ① 午後11時36分に地震発生後、災害対応指針及び災害対応行動マニュアルに基づき、議員の安全及び連絡体制を確認
- ② 災害対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告、議員への情報提供を実施
- ③ 当局の災害対応状況が不明であったため、発災翌日(17日)に予定されていた委員会審査を中止し、18日に2日分の審査を行った。

⑦議会機能継続計画策定特別委員会の設置

新型コロナウイルス感染症など新たな危機事象に対応し、議会機能の維持と早期回復を図ることを目的に災害対応指針等の見直しを図り、議会における機能継続計画を策定するため、議会機能継続計画策定特別委員会を設置し検討を開始した。

⑧青年層や女性の議会への参加促進のための取り組みの検討について

議長からの諮問により、青年層や女性の議会への参加促進のための取り組みについての検討を開始した。

⑨議会の活性化に資する議員のあり方に関する検討

議長からの諮問により、議会の活性化に資する議員のあり方に関する検討を開始した。

評価の基準

評価項目⑮

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	様々な検討すべき内容に取り組んでいる	真政会
A	取り組んだということであれば、A評価。ただ、⑦⑧⑨については取り組みを開始したばかりであり、評価することになじむのかどうか疑問。	真結の会
A	昨年よりも評価されるべき項目数が増えた。大いに評価すべきである。	市民21
A	このまま推進。	公明党
A	様々な課題について検討され、具体化がすすめられている。	日本共産党
A	①～⑨の項目すべて実施している。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>様々な課題、検討すべき内容に取り組んでいる。引き続き取り組みを進めるべきである。</p>

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要なものはなかった。